◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（政令第二二三号）（金融庁）

1　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、金融庁関係政令の規定の整備等を行うこととした。

2　次の政令について規定の整備等を行うこととした。（第一条～第三条関係）

㈠　船主相互保険組合法施行令

㈡　資産の流動化に関する法律施行令

㈢　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令

3　この政令は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（政令第二二四号）（国土交通省）

一　建築士法施行令の一部改正関係

設計受託契約等に係る重要事項説明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第一条関係）

二　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令の一部改正関係

保証金の支払請求に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第二条関係）

三　土地区画整理法施行令の一部改正関係

土地区画整理組合の理事等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないこととした。（第三条関係）

四　建設業法施行令の一部改正関係（第四条関係）

1　建設工事の見積書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。

2　特定専門工事の承諾に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。

五　都市再開発法施行令の一部改正関係

市街地再開発組合の理事等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないこととした。（第五条関係）

六　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正関係

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一〇九条の規定による土地区画整理法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第六条関係）

七　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正関係

解体工事等に関する発注者への説明書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第七条関係）

八　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正関係

管理業務主任者が交付する管理受託契約に係る重要事項説明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第八条関係）

九　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正関係

マンション建替組合の役員等の解任請求書に添付する署名簿への押印を要しないこととした。（第九条関係）

一〇　施行期日

この政令は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書（条約第一〇号）（外務省）

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の対象をまぐろ類からＩＣＣＡＴ種（まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類）に拡大し、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等により、条約の円滑な運用を促進するためのものであり、その概要は、次のとおりである。

1　条約に署名した政府が、まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類の長期的な保存及び持続可能な利用を可能にする水準に維持することについて協力することを希望すること等について規定している。（第一条関係）

2㈠　条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。（第二条関係）

㈡　各締約国は委員会の構成員となること、委員会の決定はコンセンサス方式によって行うこと、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行う委員会の構成員の三分の二以上の多数による議決で行うこと等について規定している。（第二条関係）

3　委員会及びその構成員は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を適用すること、科学的な証拠を利用すること、生物の多様性を保全すること、意思決定過程等において公平性及び透明性を確保すること、開発途上にある委員会の構成員の特別な要請を十分に認識すること等のために行動することについて規定している。（第三条関係）

4㈠　委員会は、ＩＣＣＡＴ種の資源及びその他の種で条約区域のＩＣＣＡＴ種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有すること、ＩＣＣＡＴ種と同一の生態系に属する種又はＩＣＣＡＴ種に依存し、若しくは関連する種についても研究することが可能となること等について規定している。（第四条関係）

㈡　勧告及び勧告に対する異議申立てについて規定している。（第四条関係）　規定の概要は、次のとおりである。

㋐　委員会は、ＩＣＣＡＴ種の資源の豊度を最大持続生産量を実現することが可能である水準以上に維持し、又は回復することにより、長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること等を目的とする勧告を行うこと、当該勧告は、原則として、委員会による当該勧告の通告の日の後四箇月で委員会の全ての構成員について効力が生ずること等について規定している。

㋑　勧告に異議を申し立てる委員会の構成員は、当該勧告が効力を生ずるまでの期間内に異議を申し立てた場合には、これらの委員会の構成員については、効力を生じないこと等について規定している。

5　技術的な性質を有する事項に関する紛争については、特別の専門家委員会に付託することができること、条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争が平和的手段によって解決されるよう最善の努力を払うこと、解決されない場合には、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、拘束力を有する仲裁に付されること等について規定している。（第五条関係）

6　条約に対する改正の提案は、コンセンサス方式によって行うこと等について規定している。（第八条関係）

7　附属書は、条約の不可分の一部を成すものとすることについて規定している。（第九条関係）

8㈠　仲裁裁判所の構成及び決定の方法に加え、当該決定が、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束すること等について規定している。（第一一条関係）

㈡　二〇一三年七月一〇日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であって、決議第一三号（二〇一九年）に反映されているもののみが、条約に定める条件に従う旨及び条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができること、当該漁業主体は、委員会の関連する業務に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であって、条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第一一条から第一三条までに定めるものを有すること等について規定している。（第一一条関係）

9　この議定書の署名、締結手続、効力発生、この議定書を締結していない条約の締約国について効力が生じた後の扱い、この議定書の暫定的な実施等について規定している。（第一二条～第一四条関係）